

土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（工事成績評定の選択制）

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第8条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第10条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事实施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 本工事は、経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（本工事の特記仕様事項）

第12条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

本特記仕様は、善蔵川排水機場のポンプ増設に伴う機械・電気設備及び付帯工事であり、設備工事の設計・製作・据付並びに試運転に関する事項を示すものである。

第2節 工事内容

1-2-1 工事場所

徳島県海部郡海陽町大里下中須

1-2-2 工事概要

本工事のポンプ製作工事等概要は、以下のとおりである。

【第1分割】

(1) 排水ポンプ（コラム形斜流水中モータポンプφ700mm×75kW）1台

(2) 主配管（吐出管）1式(3)除塵設備1式

上記を設置場所まで搬入する。（設置工事は別途）

【第2分割】

(4) 電源設備（自家発電設備等）1式

上記を設置場所まで搬入する。（設置工事は別途）

【今後、別途発注】

(5) 操作制御設備（ポンプ制御盤等）製作並びに排水ポンプ、
電源設備及び操作制御設備（ポンプ制御盤等）設置工事 1式

(6) 発電機等設備設置場所造成及び排水路等土木工事 1式

1-2-3 適用する図書及び基準

本排水ポンプ設備の設計並びに機器の製作・据付工事にあたっては、本仕様書によるほか、下記の諸規定に準拠するものとする。これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(1) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）	河川ポンプ施設技術協会
(2) 揚排水ポンプ設備設計指針（案）	河川ポンプ施設技術協会
(3) 機械工事共通仕様書(案)	国土交通省
(4) 機械工事施工管理基準（案）	国土交通省
(5) 河川管理施設等構造令	国土交通省
(6) ダム・堰施設技術基準（案）	ダム・堰施設技術協会
(7) 水門鉄管技術基準	水門鉄管協会
(8) 日本工業規格（JIS）	日本規格協会
(9) 日本電気工業会標準規格（JEM）	日本電気工業会
(10) 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）	電気規格調査会
(11) 電気設備技術基準	日本電気技術者協会

- | | |
|---------------------|------------|
| (12) 道路管理施設等設計指針（案） | 日本建設機械施工協会 |
| (13) 道路管理施設等設計要領（案） | 日本建設機械施工協会 |
| (14) 四国電力社内規定 | 四国電力 |
| (15) 労働安全衛生規則 | 厚生労働省 |
| (16) その他関連法規、規定など | |

1-2-4 施工範囲

- (1) 本工事は、本仕様書及び設計図面に示された機能を完全に発揮させるよう施工するものとする。
なお、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、法規上又は施工上又は目的とする機能のために当然必要なものは請負人の責任において施工するものとする。
- (2) 請負人は、本仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、県の監督員と協議し監督員の決定に従わなければならない。
- (3) 請負人は工事施工上必要に応じて機器の据付位置、及び据付方法、配線等を記した施工図を提出し、県の承認を受けたのち施工しなければならない。
- (4) 工事施工の際は、建物その他を棄損しないように注意し、棄損した場合は、監督員の指示に従いすみやかに復旧しなければならない。
又、工事施工上必要な壁、床等の穴あけは建物、構造物の強度を減少させることなく最小限にとどめ、同一材料により完全に復旧するものとする。
- (5) 本工事の施工にあたり、他の工事との取り合いとなる際は監督員の指示に従い、各工事の請負人間で十分協議し、工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

1-2-5 関連工事

本工事は、別途発注の土木工事及び建築工事と関連があるので、監督員及び工事管理者等と十分な打合せを行い、双方強調し、手戻りのないよう留意すること。

1-2-6 届け出・手続き

請負人は、関係監督機関（基準監督署等）に対する認可、許可、届出等の申請、その他の必要な手続きを行い、所要の検査に合格する迄を全て代行するものとし、これらに要する費用は全て負担するものとする。

1-2-7 質 疑

本仕様書並びに添付図面は、基本概要を示すものであるため、質疑を生じた場合は協議の上、監督員の指示に従うものとし、明記していない部分、数量の増減等及び運転保守並びに、設備工事完成上必要なものについては、工事費の枠内で、請負人が責任を持って完備するものとする。

1-2-8 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1-2-9 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1-2-10 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 書類
 - (ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）
 - (イ) 工事工程計画書
- (2) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）
- (3) (ア) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）
 - (イ) 各種配管、据付施工図面
 - (ウ) その他監督員の指示する図面

1-2-11 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

1-2-12 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1-2-13 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

1-2-14 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

- (ア) 完成図：サイズ・部数は協議の上決定
- (イ) 工事写真、完成写真：部数は協議の上決定

1-2-15 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹

底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りの際は、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

1-2-16 作業時間

作業時間は原則として、午前8時30分から、午後5時までとする。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に監督者と協議し許可を受けること。

第3節 試運転及び検査

1-3-1 一般事項

- (1) 本設備に使用する機器は、関係規格によって製作し所定の試験合格したものとする。
- (2) 機器の試験結果は全設備完成後各機器の試験成績を取りまとめ、完成図書に添付して提出すること。
- (3) 試験並びに検査は、監督員立会いのもと請負人が行うことを原則とするが、立会うことができない場合や汎用機器については、製作工場での試験を実施し、試験成績表及び性能試験表を提出するものとする。
- (4) 主要機器の工場検査並びに現地試験については、以下に記載するとおりとする。

1-3-2 工場試験並びに検査

- (1) 主要機器
 - (ア) 構造検査
 - (イ) 外観検査
 - (ウ) 性能検査
 - (エ) 材料検査（材料試験成績書又は規格証明書の提出で代えることができるものとする。）
 - (オ) 塗装検査
 - (カ) その他必要な試験検査
- (2) その他打ち合わせによる。

1-3-3 現地試験並びに検査

現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。

- (1) 機器据付外観検査
- (2) 運転検査
- (3) 塗装検査
- (4) 関係官庁検査
- (5) その他必要な検査

1-3-4 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、設置後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1-3-5 工事完了引渡し

諸検査完了をもって工事全般の終了とする。

1-3-6 その他

細部については、監督員に指示を受けること。
前各項の検査に必要な費用は請負人の負担とする。

第4節 受渡し

- (1) 本工事の完成に当たっては、関係官公署及び電力会社等の検査を終了し、合格した後に県の竣工検査を行う。
尚、竣工検査には機器及びその他の試験成績書を提出するものとする。
- (2) 竣工検査において指摘された事項については、速やかに改善し、再度検査を受けるものとする。
- (3) 本工事の受渡し期日は、立会い試験及び竣工試験に合格した後とする。
- (4) 本工事では以下の指定部分工事を行うものとする。

1-4-1 材料保管

本工事竣工までの機器、材料の保管責任は請負人にあるものとする。

1-4-2 保証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

1-4-3 完成図書

請負人は工事完了後、下記の図書を整備し製本の上、提出すること。
ただし、(1)、(4)、(5)、(6)については、電子データも提出すること。
なお、図面データはPDFファイルとCADデータ(SFC)とする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 施設設備完成図書 | 2部 |
| (2) 主要機器取扱説明書 | 3部 |
| (3) 維持管理に必要な運転要領書、説明図書 | 3部 |
| (4) 工事写真 | 1部 |
| (5) 各種機器試験成績表 | 1部 |
| (6) 施工に伴う試験成績表、測定結果表 | 1式 |
| (7) 諸官署ほか提出書類控 | 1式 |
| (8) その他県の指定するもの | 1式 |

第2章 機械設備

第1節 主ポンプ

2-1-1 使用目的

本ポンプは、内水を強制排除するものであり、運転が必要となった際（運転開始水位）には確実に始動し、排水運転が確実に行われることを目的とする。

2-1-2 ポンプ仕様

項 目	仕 様	備 考
(1) 形 式	コラム形斜流水中モータ ポンプ I 型	
(2) ポンプ口径	φ 700mm	
(3) 吐 出 量	60.0 m ³ /min	
(4) 全 揚 程	5.2m	
(5) 回転速度	400min ⁻¹ 程度	
(6) 電動機出力	75kW×60Hz	特殊コンドルファ始動
(7) 電 圧	400V	
(8) 冷却方式	水冷	
(9) 数 量	1 台	

2-1-3 構造概要

- (1) 本ポンプは雨水を排水するもので、連続運転に耐える堅ろうな構造とする。
- (2) ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。
- (3) ポンプ本体は点検の容易な構造とする。
- (4) ケーシングは内部圧力及び重量に対して、十分な強度を有すると共に、腐食、摩耗に強く、かつ、長時間の使用に耐える良質な鋳鉄製とする。
- (5) 羽根車は固形物の詰まりにくい渦流羽根構造とすると共に良質の SCS13 とし、設計製作すること。
- (6) 主軸は良質のステンレス鋼製で、軸径は十分太くモータ軸と一体構造とする。
- (7) ポンプの軸受は各種荷重に対して十分な容量を有するもので、長時間の連続運転に耐えること。
- (8) 軸封装置はダブルメカニカルシール構造とし、運転中、停止中を問わずモータ内部への浸水を防止すること。
- (9) ポンプのケーブル貫通部は完全に止水できる構造であると共に、ケーブルのジョイント部には、直接外力がかからないようにすること。
- (10) ポンプはモータと同一軸を有する一体構造のもので、モータは乾式水中形誘導電動機を使用する。

2-1-4 製作条件

- (1) 流入水はスクリーンを通過し、しさを除去した河川水（淡水）とする。
- (2) ポンプの運転は、起動時締め切り運転が可能であること。

2-1-5 使用材料

使用材料は次による。

ケーシング	FC250 相当品以上
羽根車	SCS13 相当品以上
主軸	SUS420j2 相当品以上

2-1-6 試験、検査

本ポンプの検査は、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとし、製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

なお、特記仕様書で指示するポンプ効率、規定回転数・規定全揚程における表示であり、これを下回ってはならない。

2-1-7 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行なう。動力ケーブルはポンプの吊上げ、分解時に必要な長さとし、端子箱は原則として G L 以上に取り付けること。ポンプ井には動力ケーブルおよび吊上げ用チェーンの支持金具（SUS304）を取り付けること。その他については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」による。

2-1-8 他工事との区分

(1) 土木工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部削り工および孔部分の復旧工事は本工事に含む。

2-1-9 標準付属品（1台につき）

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 連成計及びコック付導管 | 1 式 |
| (2) 自動空気抜弁(必要の場合) | 1 式 |
| (3) ポンプ本体吊り金具 | 1 式 |
| (4) 吊上げ鎖(SUS304 製) | 1 式 |
| (5) キャブタイヤケーブル | 1 式 |
| (6) フロアプレート | 1 式 |
| (7) 基礎ボルト、ナット | 1 式 |
| (8) ケーブル押え、ケーブルホルダ | 1 式 |

2-1-10 その他付属品（1台につき）

- | | |
|--------------|------|
| (1) メカニカルシール | 1 台分 |
|--------------|------|

第2節 弁類

2-2-1 使用目的

逆止弁及び止水用弁は、ポンプの吐出口直後に設け、ポンプが停止した場合の流水の逆流防止及び主ポンプの保守管理等を目的とする。

2-2-2 仕様

逆止弁

項 目	仕 様	適 用
(1) 形 式	スイング式逆止弁	
(2) 口 径	φ 700mm	
(3) フランジ規格	JIS10K	
(4) 数 量	1 台	

止水用弁

項 目	仕 様	適 用
(1) 形 式	バタフライ弁	
(2) 口 径	φ 700mm	
(3) フランジ規格	JIS10K	
(4) 数 量	1 台	

2-2-3 構造概要

本弁は、低揚程（ポンプ全揚程 10m以下）、ポンプの吐出口直後に取付け、ポンプが停止した場合に逆流防止を行うもので、摩耗、腐食に耐え閉鎖時に漏水がなく異物等のかみ込みの少ない構造とする。

2-2-4 製作条件

ポンプ停止時の水の逆流を防止する為、強い衝撃に耐える堅牢な構造とし、腐食・摩耗に耐えるよう肉厚を十分考慮すること。

設計水深は 10m とし、使用水は河川水（淡水）とする。

なお、フランジ規格は 10K とする。

2-2-5 使用材料

逆止弁の使用材料は以下による。

弁 箱	FC200 以上、FCD450
弁 体	FC200 以上、FCD450
弁 棒	SUS403、SUS304、SUS420
弁 座	CAC406、SUS304、SUS420、合成ゴム

2-2-6 試験、検査

本弁の検査は、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとする。

2-2-7 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」による。

第3節 吐出管

2-3-1 使用目的

本吐出管は、ポンプから吐き出された流水を円滑に堤外側へ導くために設置するものである。

2-3-2 仕様

項目	仕様	適用
管種	鋼管 SGP 700A+Zn 亜鉛メッキ フランジ規格 700A×JIS10K	吸水槽部
	ダクダイル鋳鉄管 N S形内面粉体塗装	埋設・乗越し部 吐出し部
	可とう管 フランジ規格 700A×JIS10K	吸水槽部下流 の地上部

2-3-1 構造概要

本吐出管は、ポンプから吐き出された流水の吐出圧力（ポンプ全揚程 10m以下）、に対して安全な強度を有し、摩耗に対しても安全な構造とする。

2-3-1 製作条件

腐食や摩耗に耐えるよう肉厚を十分考慮すること。

本吐出管の設計水深は 10m とし、使用水は河川水（淡水）を考慮する。

2-3-1 試験、検査

本吐出管の検査は、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとする。

2-3-2 据付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」による。

第4節 除塵設備（スクリーン）

2-4-1 使用目的

本スクリーンは吸水槽の吸込み上流端に設け、ポンプ運転に支障を与える樹脂、ゴム製品、草木等のごみ及び大型ごみの流入防止と人間が落下した場合の安全確保のための防護柵を兼ねて、設置するものである。

2-4-2 仕様

項 目	仕 様	適 用
(1) 形 式	手掻式	
(2) スクリーン目幅	50mm	
(3) 傾斜角度	60°	
(4) 数 量	1 面	

2-4-1 構造概要

本スクリーンは手掻き式とし、吸水槽吸込み上流端に取付け、ポンプ運転に支障を与えるごみの流入防止と人間が落下した場合の安全確保のための防護柵を兼ねるものとする。

2-4-2 製作条件

ポンプ運転中の水圧及び外的衝撃等に耐える堅牢な構造とし、腐食・摩耗に耐えるよう肉厚を十分考慮すること。

スクリーンの強度は、計画高水位においてスクリーン前後に 1m の水位差が生じても支障のないものとする。

本スクリーン設計においては、河川水（淡水）を考慮する。

2-4-3 使用材料

スクリーンの使用材料は以下による。

スクリーンバー	SUS304 相当品以上
中 間 受 桁	SUS304 相当品以上
スペーサー	SUS304 相当品以上
ボルト・ナット類	SUS304 相当品以上

2-4-4 試験、検査

本スクリーン検査は、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとする。

2-4-5 据 付

据付にあたっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」による。

第3章 電源及び操作制御設備

第1節 自家発電設備

3-1-1 仕様

- (1) 数量 2 台
- (2) 形式 ディーゼルエンジン駆動可搬形発電機装置
- (3) 寸法 承認図により決定する

① 発電機 2 台

- (1) 形式 ブラシレス励磁方式 防滴保護形
- (2) 定格出力 200kVA
- (3) 定格電圧 400V
- (4) 定格周波数 60Hz
- (5) 力率 88.9%以上
- (6) 定格 連続定格

② ディーゼル機関 1 台

- (1) 形式 4 サイクディーゼル機関
- (2) 定格出力 100kw
- (3) 使用燃料 A重油 (JIS K2205 1種及び LES R3004)
- (4) 冷却方式 機付ラジエータ冷却方式
- (5) 始動方式 圧縮空気 (エアモータ始動)

③ その他キュービクル内搭載品 1 式

- (1) 搭載形発電機盤
- (2) 蓄電池および充電器
- (3) その他必要なもの

3-1-2 構造概要

本発電機は防音型とし、低騒音国土交通省低騒音型建設機械(指定区分「超低」)に指定されるものとする。

3-1-3 製作条件

ポンプ駆動に対し十分な容量とするとともに、消防法、条例等を遵守する。

3-1-4 試験・検査、据付

一般事項については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとする。

3-1-5 据付

一般事項については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとする。

第2節 燃料貯油槽

3-2-1 使用目的

本燃料貯油槽は、自家発電設備が連続して運転できるように、確実に安定した燃料の供給を目的とし、かつ危険物を取り扱う上での安全性の高い設備とする。

3-2-2 仕様

- (1) 数量 1 式
- (2) タンク容量 1950 L
- (3) 耐圧 大気圧

3-2-3 構造概要

本タンクは、発電機へ燃料を供給するために貯留する施設とし、エンジンへ安定供給するために設けるものである。

本体は鋼板製溶接構造にして、円筒形または角形とし、基礎コンクリートを設け必要な高さの位置に設置するものとする。

タンクには防油堤を設ける。

本体には点検蓋、注油口、給油口、リターン口、通気口、ドレン抜、油面計、フロートスイッチ、梯子等を具備するものとする。

直視式油面計の上下部には、管破壊による漏洩防止用のボール内蔵形逆上弁を設ける。

3-2-4 製作条件

エンジンへの供給に対し、十分な容量とするとともに、消防法、条例等を遵守するものとする。

3-2-5 試験・検査

一般事項については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとする。

3-2-6 据付

一般事項については、「機械工事共通仕様書(案)」、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行なうものとする。